

# 千葉県報

定例  
令和4年9月13日

## 主要目次

- 漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間（三件）
- 千葉県区における漁業の免許（二件）
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出（二件）
- 農地を利用する権利の設定に関する裁定
- 特定調達公告
- 入札公告（二件）
- 落札者等の公告

## 告示

### 千葉県告示第四百十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則（令和二年千葉県規則第六十一号）第十一條第二項の規定により、機船船びき網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和四年九月十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 一 制限措置の内容

#### その一

- 1 漁業種類  
さより船びき網漁業
- 2 船舶の総トン数  
十トン未満
- 3 推進機関の馬力数  
定めなし
- 4 操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

許可又は起

操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	業の認可をすべき船舶等の数
富津市富津岬突端（北緯三十五度十八分四十六秒東経百三十九度四十七分五秒の点）、第一海堡中心点（北緯三十五度十八分五十四秒東経百三十九度四十六分八秒の点）、第二海堡中心点（北緯三十五度十八分四十三秒東経百三十九度四十四分三十一秒の点）、北緯三十五度十七分十六秒東経百三十九度四十四分十三秒の点及び神奈川県横須賀市鴨居観音埼突端（北緯三十五度十五分二十三秒東経百三十九度四十四分四十五秒の点）を順次結んだ線以北の千葉県海面	十一月一日から翌年四月三十日まで	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に住所を有する者	百六十隻
共同漁業権共第十三号（平成二十五年九月一日免許）の漁場の区域（当該区域内の漁業権者が操業を認めた区域に限る。）	十二月一日から翌年四月三十日まで	〃	七隻
共同漁業権共第十七号（平成二十五年九月一日免許）の漁場の区域（当該区域内の漁業権者が操業を認めた区域に限る。）	〃	〃	五隻
共同漁業権共第二十号（平成二十五年九月一日免許）の漁場の区域（当該区域内の漁業権者が操業を認めた区域に限る。）	〃	〃	四隻
共同漁業権共第三十七号（平成二十五年九月一日免許）の漁場の区域（当該区域内の漁業権者が操業を認めた区域に限る。）	〃	〃	二隻
鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱（漁業権基点南七十三	〃	〃	九十三隻

号)二百度五十分(真方位による。以下同じ。)の線から銚子市地先に至る間の千葉県海面

その二

- 1 漁業種類  
ぱち網漁業
- 2 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数  
六隻
- 3 船舶の総トン数  
十トン未満
- 4 推進機関の馬力数  
総トン数四トン未満の船舶にあつては三百三十キロワット(七十馬力)以下、総トン数四トン以上六トン未満の船舶にあつては四百五十キロワット(九十馬力)以下、総トン数六トン以上十トン未満の船舶にあつては五百四十キロワット(百二十馬力)以下。ただし、動力漁船の性能の基準(昭和五十七年農林水産省告示第九十一号)第四項の規定による農林水産大臣の特別承認を受けている船舶については、この限りでない。
- (なお、括弧内の馬力数は、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成十三年農林水産省令第百五十三号)による改正前の漁船法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十五号)附録第一(同附録の表の備考の規定を除く。)の規定により算出したものとする。)
- 5 操業区域  
いすみ市太東崎灯台正東の線から旭市飯岡灯台百三十五度の線に至る間の最低水面水深七メートル等深線から最低水面水深十五メートル等深線までの海域
- 6 漁業時期  
十一月一日から十二月三十一日まで
- 7 漁業を営む者の資格  
操業区域に接する地域に住所を有する者
- 二 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和四年九月十五日から十月十四日まで

千葉県告示第四百十八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて准用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則(令和二年千葉県規則第六十一号)第十一條第二項の規定により、火光利用さば漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請

すべき期間を次のとおり定めた。

令和四年九月十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

制限措置の内容

- 1 漁業種類  
火光利用さば漁業
- 2 船舶の総トン数  
総トン数五トン以上百トン以下(船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)附則第三條第一項本文に規定する現存船で同項ただし書の規定の適用を受けないもの(以下「旧トン数適用漁船」という。))にあつては、総トン数五トン以上七十トン以下)。ただし、平成三年度及び平成四年度に実施したこの漁業に係る資源管理型漁業構造再編緊急対策事業に残留者として参加した漁業者の申請に係る船舶で知事が特に必要と認められたものについては、総トン数五トン以上百五十トン以下(旧トン数適用漁船にあつては、総トン数五トン以上百トン以下)とする。
- 3 推進機関の馬力数  
定めなし
- 4 操業区域  
館山市洲崎灯台中心点から富津市明鐘岬突端を経て神奈川県横須賀市観音崎灯台中心点を結んだ線から銚子市地先に至る間の千葉県海面
- 5 漁業時期  
周年
- 6 漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地(漁船法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十五号)第一條第九項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。)が千葉県内の区域にある者	二十五隻
神奈川県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が神奈川県内の区域にある者	二隻
静岡県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者	五隻

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和四年九月十五日から十月十四日まで